



師走の候、組合員の皆様には益々のご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は組合運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京オリンピックの延期、緊急事態宣言発令による外出規制など経済に与えた影響は大きく、産業の空洞化を加速させており、未知のウイルスによるリスクの重大さを改めて思い知らされました。

タクシー業界におきましては、このような情勢のもと、エッセンシャル・ワーカーとして社会の安定、維持や市民生活を支えるため、最低限の業務の継続が求められています。このため経済産業省の持続化給付金、家賃支援金を活用し事業の継続を維持し、利用者利便の向上、感染拡大防止につなげるため「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を遵守しながら事業の継続を取り組みました。

改正タクシー特措法による地域指定は、新規許可の禁止や営業方法の制限より供給削減措置が講じられるなど、事業者数が激減している現状において、その動向を注視して適切な対応をして行く必要があります。

また、「個人タクシー事業の譲渡譲受が円滑に行われるよう譲受者に対する試験制度等に運用改善に取り組むこと」が明記され、平成27年4月から事前試験制度が実施されたことに加え、業界の「譲渡譲受の円滑化に関する要望」に対して基準改正が行われ、令和元年8月1日から実施されたことは大きな前進であり、これらの制度を適切に運用・活用して譲渡譲受率を向上させ事業の激減状態を緩和していかなければなりません。

次に、「シェアリングエコノミーの成長を促す法的環境整備」という名目の下に新経済連盟等のライドシェアを合理化しようとする動きは、政府の規制改革推進会議や未来投資会議、国家戦略特区諮問会議等に対し、繰り返し道路運送法の改正を提案するなど予断を許さない状況であります。

ライドシェアは公共交通機関として道路運送法等を遵守し国民に安全・安心・快適輸送を提供しているタクシー事業を根底から揺るがすものであり、白タク行為を行えるようないかなる状況も、業界一致団結して全力で断固阻止していかなければなりません。

これらの問題や課題、環境の変化に対処して行くためには、業界が一致団結して輸送の安全と事業者資質の向上を図り、「乗って安心個人タクシー」の信頼確保が必要であります。

組合員各位のご協力を心よりお願い申し上げます。

無事故無違反で新春をお迎え頂きますよう祈念申し上げます。

神奈川個人タクシー協同組合

理事長 田邊和男

一般報告

1. 運送約款変更について

組合員各位の認可書が組合に届きました。組合員の皆様へは12月15日(火)メールにてお知らせし、マスク不着用の旅客への対応について11月度支部会報を参考にし、実施するようお伝え致しました。認可書及び運送約款を12月度神個協情報に同封致しましたので、留意事項をよく読んでお客様に優しい対応をお願い致します。

2. 特定地域の指定について

京浜交通圏がタクシー車両の供給過剰と認められ特定地域への変更基準に合致することから関東運輸局より特定地域への指定を希望するか否かの調査依頼がありました。※ 特定地域に指定されると、個人タクシー事業者は月に2日の定期休日の他に、新たに休車日(何日間の休車日に設けるかは現在未定)を設定し、必ず休車する事になります。特定地域に指定されない場合は現在のままです。

特定地域への指定の賛否は、事業者の同意が必要となりますので、**往復葉書へのご回答を必ず令和3年1月20日(水)までに提出して下さい。**

3. 講習会、新規講習生募集について

組合構成員の多い団塊の世代が譲渡期限の年齢に近づいた事もあり、70歳を超えた組合員が増加傾向にありますので、特に講習会には力を注ぎたいと考えています。譲渡希望者全員が譲渡できるよう講習会の充実を図ると共に、各駅待機場等での募集チラシの配布を実施し講習生を募る事と致しましたので、ご協力宜しくお願い致します。

4. 第109回 法令・地理 講習会について

日 程			
基礎講習	令和3年1月12日(火)～3月13日(水)	2教程	2日間
本講習・法令	令和3年1月19日(火)～3月2日(火)	7教程	7日間
本講習・地理	令和3年	未定	
運輸局試験日	3月(日にち)未定		

5. マスターズ制度みつ星から降格となられた方について

12月1日に、みつ星から降格となられた組合員は、組合3階総務に変更になった新しい表示シールを取りに来て速やかに行燈の表示を張り替えて下さい。そのまま表示を続けると表示違反となりますのでご注意ください。

6. 組合事務所の年末年始 部署別 日程及び対策

① 組合事務所休業について

令和2年12月29日(火)から令和2年1月4日(月)まで休業
令和3年1月5日(火)より平常通り

② 年末年始の無線配車業務について

- (1) 令和3年は1月2日(土)～3日(日)のAM1:00～AM9:00の間、4日(月)はAM1:00～AM8:00の間、無線室を閉局致します。
- (2) 12月29日(火)～1月3日(日)は休日扱いとなります(予約奇数偶数なし)。
- (3) 上記以外は通常通りの配車と致します。

- (4) 12月10日(木)～12月31日(木)の間は私用コール及び不必要な電話を無線室に掛けることは禁止と致します。
- ③ 年末年始緊急事態発生の場合について
- (1) 緊急事態発生の場合(タクシー強盗等)移動局が無線センターに緊急事態発生をコールする方法
- ※ 車両の緊急ボタン(非常灯スイッチ)を入れる。
- (2) 無線センターは緊急事態の報告受信時には、即、応答し適切な措置をとる。警察に連絡するとともに、携帯電話所持の無線委員・理事等の移動局に緊急連絡し応援を要請する。
- ④ 年末年始の交通事故への対応について
- 応援が必要な場合は無線室へ連絡し依頼する。
加害事故の場合、東京海上フリーダイヤル TEL 0120-119-110 に電話し報告をする。夜間休日 24 時間対応です。
- ⑤ 年末年始の換金日のお知らせ
- ※ 年末は12月28日(月)までです。
「りそな銀行」・「郵便局」とも振込は9時～16時まで受け付けます。
「りそな銀行アンサー」は14時まで受け付けます(※ 終了が1時間30分早いので注意)
- ※ なるべく振込での換金にご協力お願い致します。
年末最終日12月28日(月)の振込で換金した場合は下記を参考にして下さい。
「りそな銀行」「郵便局」の振込は12月29日(火)に引き出せます。
急ぐ場合は「りそな銀行」アンサーで換金。(12月28日(月)は14時まで)
- ※ 年始の換金は1月5日(火)からです。
「りそな銀行」・「郵便局」とも振込は9時～16時まで受け付けます。
「りそな銀行アンサー」は14時まで受け付けます(※ 終了が1時間30分早いので注意)
- ※ タイムズペイ・ペイペイ：12月20日(日)までの売上を12月25日(金)に振込、
1月3日(日)までの売上を1月8日(金)に振込
- ※ BMT：12月27日(日)までの売上を12月29日(火)に振込、1月4日(月)までの売上を1月6日(水)振込
- ⑥ 12月分賦課金等の納付期限について
- ※ 賦課金等の振込は12月25日(金)までをお願いします。25日(金)までに間に合わない場合は28日(月)に組合の窓口で16時まで納金をお願いします。
- ※ 令和2年12月分の賦課金等の納付期限については、年内の換金に間に合わなかった方のために、令和3年1月5日(火)までと致します。
- ※ 自動引落としにされている方で12月20日(日)までに間に合わなかった場合は、令和3年1月5日(火)までに組合窓口で納金して下さい。

7. 年末年始、タクシーメーター装置検査について

- ① 計量検定所の業務日
- 1) 年末最終日
計量検定所(本所) 12月25日(金)
横須賀タクシー検査所 12月16日(水)
- 2) 年始開始日
計量検定所(本所) 1月5日(火)
横須賀タクシー検査所 1月6日(水)

②上記に伴うメーター器各社の休業日ご案内

○後藤メーター(二葉計器)

電話 045-712-4448

最終営業日：12月30日(水)8:30～15:00

休業期間：12月31日(木)～1月4日(月)

年始営業開始：1月5日(火)8:30～17:00

○横浜矢崎サービス

休業期間：12月29日(火)～1月4日(月)

本社：電話 045-531-2900

横須賀：電話 046-835-5678

○ニシベ計器

横浜支店：電話 045-461-6271

休業期間：12月29日(火)～1月4日(月)

横須賀営業所：電話 046-835-6844

休業期間：12月29日(火)～1月4日(月)

8. 協力企業(指定業者)の年末年始休業状況

同封し配布致します。

共済業部報告

1. 11月度事故報告

	加害	被害	自過失	双方	当逃	合計	人身
()内の数字は人身 本年当月発生件数	(1) 1	4	7	0	0	12	1
()内の数字は人身 前年同月発生件数	1	3	16	(1) 3	0	23	1
前年度と比較	±0	+1	-9	-3	±0	-11	±0

2. 令和2年11月 事故発生傾向と対策について

軽い接触事故であっても、相手方が事故の翌日以降に通院するケースがありましたが、こういったことはかなり以前からよくあります。通常のブレーキでの車内負傷事故で乗客が1年近く通院するケースもあります(このケースでは途中で賠償を打ち切っています)。

停止状態からの発進時やバック時などの低速時でも、周囲に十分気を付けましょう。

3. 自動車保険継続のお手続きについて

自動車保険更新日の1か月前までの契約にご協力をお願いいたします。(組合の手数料収入の維持につながります。)

組合保険窓口もしくはお電話で契約更新の確認をさせていただき、保険料のお支払については現金一括(保険更新日までにお支払いください)または組合の親睦会制度を利用しての立替払い(10回分割・一括より選べます)となります。

よろしくお申し上げます。

4. 自賠責保険の加入について

営業車の自賠責保険につきまして、是非組合で加入して下さるよう ご協力をお願いいたします（解約・車両譲渡時なども組合でお手続きが可能です）。継続車検時の保険料は37,680円（現金のみ取扱）となります。車検証・現在の自賠責証明書を確認致しますので必ず持参していただき、車検日までにご加入ください。

なお、窓口にいらっしゃることが難しい場合は 保険係にお電話いただければご相談に応じます。よろしくお願いたします。

5. 東京海上日動 所得補償制度 について

組合事務所2階パンフレットコーナーに2020年度版パンフレットを設置します。ご検討ください。

なお、契約中の方には1/5（火）までにパンフレットと加入依頼書（控）を組合員ファイルにお入れします（自動更新で手続は不要）。年齢条件によっては保険料が2月分組合費より変更になる場合があります。改定内容や保険金受取の条件など 重要なお知らせが記載されておりますのでパンフレット・加入依頼書を必ずご確認ください。

6. 令和3年1月度LPG販売価格について

掛売99円(90円+消費税9円)

外部報告

1. 羽田空港タクシー委員会

日 時 令和2年12月10日（木）14:00～
場 所 タクシー会館
令和3年4月までの計画配車負担金1台当たり
第1・第2ターミナル（国内線） 月額10,000円
第3ターミナル（国際線） 月額12,000円

2. 一般社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部

正副支部長会議
日 時 令和2年12月14日（月）14:00～
場 所 個人タクシー会館

3. 一般社団法人 全国個人タクシー協会

支部代表者会議 WEB会議
日 時 令和2年12月16日（水）14:00～
場 所 神奈川個人タクシー協同組合 役員室

4. 神奈川県個人タクシー協会・事業連合会

正副支部長会議
日 時 令和2年12月17日（木）14:00～
場 所 県協会会議室

5. 関東運輸局・神奈川陸運支局 年頭挨拶

日 時 令和3年1月6日（水）10:00～
場 所 関東運輸局・神奈川運輸支局

無線営業部報告

1. 11 月度配車状況

	受注数	配車数	不能数	配車率
本年度	3160 件	2335 件	825 件	73.9%
昨年度	6914 件	3952 件	2962 件	57.2%
増減数	-3754 件	-1617 件	-2137 件	

2. 11 月度新規契約状況 0 件

3. チケット無効報告 1 件

契約者名称 株式会社 稲富工業
住 所 〒232-0043 横浜市南区蒔田町 6-3
電話番号 045-715-7701
お客様コード No.6142-000
チケット番号 0104476—02～20 19 枚
チケット色 グリーン
摘 要 上記チケット契約者が令和 2 年 12 月 22 日付を以って、紛失しております。共通利用無効をご通知致します。

横浜個人タクシー協同組合

4. 無線室からの注意事項

- 1) 無線営業心得 18. 特別な車両の配車要望を受けた場合(限定車両) ②「25 番車両」・・・2500cc 以上で新車登録 8 年以内のクラウン(2000cc ターボを含む)・フーガ以上の車と上記のように一部(下線の部分)を変更いたします。※ 令和 3 年 1 月 1 日より実施
- 2) 無線機の応答ボタンを連打しないように機器の故障になるおそれがあります。移動局は、注意するようにお願いいたします。
- 3) 無線移動局の皆様、年末年始の無線配車にご協力を宜しくお願い致します。

※ 上記変更に伴い「無線営業心得」を作成し神個協情報に同封いたしました。以下の下線部分の様に若干の訂正をお願い致します。

1. P1. ～P2. 11. ピンク色のチケットは、翌日午前 11 時 30 分迄に必ず報告して下さい。の最後尾、「迎車の有無及びホテルで待機時間がある場合は、待機時間も必ず報告して下さい」

2. P4. 20. 予約配車・実車中及び迎車中・その他の予約に関して

①予約配車・早朝予約について、

※前日 22 時までに受付の午前 4 時から午前 8 時までの予約は¥400 早朝予約料金が加算されます。

5. 苦情及びお客様要望カードの内容について

電話・メール、及びお客様要望カードからの内容は、接客態度、運転適正、目的地のルート確認などの不良が多く書かれています。他の苦情も同様です組合員の皆様が今一度、自分自身で確認し安全・安心・快適な輸送に心がけていただきたいと思います。

6. 横浜駅、桜木町駅、新横浜駅のタクシー乗り場誘導業務終了のお知らせ

(一財)神奈川タクシーセンター

標記タクシー乗り場につきましては、乗り場誘導員の休暇取得を実施しながら誘導

業務を順次、休止して参りましたが、令和2年12月20日(日)をもちまして正式に乗り場誘導業務を終了することとなりました。

今後もタクシー乗り場での営業につきましては、利用者利便のために積極的な接客サービスを実施していただけるよう、宜しくお願い申し上げます。

7. 神奈川タクシーセンター指導課より

12月、1月、2月、3月の指導計画

コロナ禍ではありますが、12月・1月は年末年始の忘年会・新年会シーズンであるので横浜市内・川崎市内および、横須賀・三浦市内における呼び込み行為・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導を行います。2月、3月については違法付け待ち行為・迷惑行為(喫煙・ゴミの投げ捨て・立小便等)の防止および指導を行います。

12月の指導重点地区

1. 横浜市内主要駅における呼び込み行為・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導(横浜駅、桜木町駅)。
2. 川崎市内主要駅における呼び込み行為・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導(川崎駅、武蔵小杉駅)。
3. 横須賀・三浦市内主要駅における呼び込み行為・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導(三浦海岸駅)。

*その他の地区についても必要に応じて街頭指導を実施。

1月の指導重点地区

1. 横浜市内主要駅における呼び込み行為・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導(関内駅、桜木町駅)。
2. 川崎市内主要駅における呼び込み行為・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導(川崎駅、元住吉駅)。
3. 横須賀・三浦市内主要駅における呼び込み行為・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導(三浦海岸駅)。

*その他の地区についても必要に応じて街頭指導を実施。

2月の指導重点地区

1. 菊名駅周辺における違法付け待ち行為・迷惑行為の防止および指導。
2. 川崎駅周辺における違法付け待ち行為・迷惑行為(川崎駅西口におけるゴミ投棄)の防止および指導。
3. 横須賀市、京急久里浜駅周辺における違法付け待ち行為・迷惑行為の防止および指導。

*その他の地区についても必要に応じて街頭指導を実施。

3月の指導重点地区

1. 上大岡駅周辺における違法付け待ち行為・迷惑行為の防止および指導。
2. 川崎駅周辺における違法付け待ち行為・迷惑行為(川崎駅西口におけるゴミ投棄)の防止および指導。
3. 横須賀中央駅周辺における違法付け待ち行為・迷惑行為の防止および指導。

*その他の地区についても必要に応じて街頭指導を実施。

8. 神奈川タクシーセンター相談課からのお知らせ

利用者から最近寄せられた事例の一部を紹介致します。

■事例1

急いでいてタクシーを利用したが、目的地を告げると、知らないと言われ、目印になる建物を告げたが、自分自身で調べ道案内をする羽目になる。なかなか到着せずに時間もかかり料金も高かった。

■事例2

障がい者手帳を提示し交通系ICで支払いを希望すると、「割引できません」と言われ割引がなされずに降車することになった。

◆事例1は、運転者から聞き取りの結果、目的地を確定させない状態で走行をしている事が判明しました。また、出発際に、「分かんねーな」と急ぎで利用した乗客を不安にさせている事も映像で分かりました。更に、自己判断でメーターを途中で切っていた事も判明しました。当然のことですが、メーターは目的地まで使い、目的地到着後、会社に報告を行い指示を受け、乗客に不利益のないよう適正な請求を行って下さい、また不用意な一言で乗客を不安にさせたり、怒らせたりしない様に発言にも注意が必要です。更に、目的地の確定は基本中の基本です。目的地が分からない場合はナビ入力、地図等で調べる、携帯アプリで住所等を検索し確実に目的地まで運送を行う様に運転者教育の徹底をお願い致します。

◆事例2は運転者から聞き取りの結果、交通系ICでの支払いでは割引の適用を併用する事が出来ないと勘違いしていたとの事でした。勘違いして会社にはその事について確認する事も怠っていた事実が判明しました。何か分からない事があった場合には自己判断は禁物です。必ず会社に報告・連絡・相談を行い、乗客に対して適切な対応が出来る様に運転者教育の徹底をお願い致します。

財政部報告

1. 11月分までの賦課金等未納状況

12月21日(月)13:00時現在

未納者0支部 なし

未納者 42名 4,623,702円

2. 未納者への督促及び対策について

(7ヵ月) (西) 松島修一

(6ヶ月) (北) 野崎茂

3ヶ月以上の滞納者に対し、督促の通知を行っております。

※ 未納計上猶予及び清算確定している金額

病気・けが・・・0名 譲渡者・・・3名 廃業者・・・4名 合計 7名 961,937円

3. 令和2年11月度 換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
R.2年11月分換金額	6,636枚	37,953,429円	5,719円
R.1年11月分換金額	9,173枚	65,935,417円	7,187円
増減額	-2,537枚	-27,981,988円	-1,468円

4. 令和2年11月度 神奈川個人組合員換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
R.2年11月分換金額	5,436枚	27,488,619円	5,056円
R.1年11月分換金額	7,353枚	51,151,077円	6,956円
増減額	-1,917枚	-23,662,458円	-1,900円

5. 令和2年11月度 クレピコ換金実績

11月度 (6台)	件数	金額	1枚当たり「参考」
クレピコ	207件	899,030円	4,343円

6. 令和2年11月度 カード会社チケット換金実績

11月度	件数	金額	1枚当たり「参考」
カード会社チケット	1,247件	8,898,949円	7,136円

7. 令和1年11月度 カード会社チケット換金実績

11月度	件数	金額	1枚当たり「参考」
カード会社チケット	2,280件	18,205,047円	7,984円

8. 令和2年11月度 BMT換金実績

11月度 (295台)	件数	金額	1枚当たり「参考」
BMT	3,436件	13,441,362円	3,911円

9. 令和2年11月度 タイムズペイ換金実績

11月度 (89台)	件数	金額	1枚当たり「参考」
タイムズペイ	1,222件	4,255,050円	3,482円

10. 令和1年11月度 タイムズペイ換金実績

11月度 (335台)	件数	金額	1枚当たり「参考」
タイムズペイ	3,311件	14,646,125円	4,423円

11. 令和2年11月度 PayPay換金実績

11月度 (380台)	件数	金額	1枚当たり「参考」
PayPay	285件	590,960円	2,073円

12. 令和1年11月度 PayPay換金実績

11月度 (409台)	件数	金額	1枚当たり「参考」
PayPay	516件	754,086円	1,461円

13. 令和2年11月度神奈川個人発行チケット処理（参考資料）

神奈川個人（窓口）	3,380 枚	11,420,950 円	3,378 円
横浜個人	787 枚	6,317,350 円	8,027 円
川崎個人	18 枚	158,300 円	8,794 円
川崎第一個人	12 枚	78,930 円	6,577 円
横須賀個人	12 枚	104,390 円	8,699 円
浜協個人	173 枚	1,209,670 円	6,992 円
県央個人	12 枚	228,110 円	19,009 円
東京個人	170 枚	2,274,880 円	13,381 円
その他	16 枚	93,270 円	5,829 円
合 計	4,580 枚	21,885,850 円	4,778 円

14. 親睦会特別報奨金の支払い及び廃業慰労金、譲渡支援金の徴収について

11月 廃業者

支部	氏 名	在籍年数		特別褒賞金	廃業慰労金	譲渡支援金	計
		年	月				
中	吉田儀一郎	19	8	150,000円	394,616円	0円	544,616円
中	池田 和男	26	3	150,000円	591,924円	138,300円	880,224円
	合 計			300,000円	986,540円	138,300円	1,424,840円

※11月分の廃業慰労金の徴収額は2,140円となり、1月に請求致します。

※11月分の譲渡支援金の徴収額は300円となり、1月に請求致します。

15. 帳簿係よりお願い

- ① 「決算及び所得税に関する報告事項」をまだ提出していない方は、今現在お手元に届いている各控除証明書（生命保険・小規模企業共済・国民年金等）・医療費の領収書また車庫を借りている方は、車庫の支払先の名前・住所を記入（車庫代変更の方は注意）し、12月の集計表と一緒に提出して下さい。各健康保険の支払証明書・各年金の源泉徴収票は、年明け1月中にご自宅に郵送されます。随時提出して下さい。
- ② 控除対象配偶者及び扶養親族の方は、名前・生年月日を必ず記入して下さい。配偶者控除・扶養控除を受けられる方で収入のある方は、源泉徴収票を提出して下さい。
- ③ 12月の運転日報集計表と収支明細表は、1月7日（木）迄に提出してください。提出が遅くなりますと組合で確定申告が出来なくなります。事情により提出が遅れる方はご連絡下さい。また、55万の青色申告特別控除を受ける為には普通預金口座の残高が必要です。チケットが換金されるりそな・郵貯の12月末の残高を収支明細表に忘れずに記入して下さい。
- ④ 令和2年分で未記入の領収書、特に自動車税・事業税・車庫所有者の方で固定資産税の一期分を収支明細表に計上していない方は、12月の収支明細表に記入して下さい。令和2年分の領収書を3年分に計上することはできません。
- ⑤ 11月下旬に空の収支明細表を2F組合員各位のファイルに入れましたのでご利用ください。